

6. 労働保険料等を滞納した場合の事務処理

(1) 滞納が発生した場合の対応

- ① 事務組合が、委託事業主から各納付期限(口座振替日)に係る保険料・拠出金の納入を受けられなかった場合は、先ず以下の対応が必要になります。

イ. 口座振替を利用している場合

(イ) 金融機関に連絡し口座振替納付を止める

取引先金融機関に連絡し、口座振替による納付を停止してください。振替停止の手続方法や対象の基幹番号分のみ停止対象となるかについては、金融機関によって取り扱いが異なりますので、金融機関にご確認ください。

(ロ) 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替日までに手納付する

基幹番号毎に、当該口座振替日に係る滞納分(「労働保険料等滞納事業場報告書」に記載すべき額と同額)を除いた保険料・拠出金の額について、手書きで納付書を作成してください。

必ず、口座振替日までに納付してください。

(ハ) 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 参照)

当報告書の提出は法定納期限(口座振替日)経過後 1 5 日以内となっております。提出がない場合は、事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

※ 口座振替納付を止め、納付書にて口座振替日までに納付した場合でも、後日、口座振替不能通知が發送されてしまいますので、ご了承ください。

ロ. 口座振替を利用していない場合

(イ) 滞納保険料を除いた保険料額を納付期限までに手納付する

基幹番号毎に、当該納付期限に係る滞納分(「労働保険料等滞納事業場報告書」に記載すべき額と同額)を除いた保険料・拠出金の額について、手書きで納付書を作成してください。

必ず、納付期限までに納付してください。

(ロ) 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 参照)

当報告書の提出は法定納期限経過後 1 5 日以内となっております。提出がない場合は、事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

- ② その後の滞納事業場への対応等については、以下のとおり行ってください。

イ. 納付の督促を行う

滞納発生後も納入しない事業主に対しては定期的に連絡し、納入督促をしてください。督促を行った経過等は、その記録を必ず残すようにしてください (P27 参照)。

その後の滞納整理に役立つため、督促記録の提出にご協力いただく場合がありますので、具体的に記録を残していただくようお願いします。

ロ. 納付があったときはその都度、労働保険料等納入事業場報告書を提出する(P27 参照)

当該報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料がどの委託事業主の滞納保険料等であるかが不明となり収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっておりますが、期日を待たず早めに報告をお願いします。

(2) 労働保険料等滞納事業場の報告

労働保険料等について、納期限までに納入を受けられなかった委託事業場がある場合は「労働保険料等滞納事業場報告書」を作成し、速やかに報告してください。

※ 委託事業主から事務組合への納入方法が分割ではなく1回であって、全額納入を受けられなかった場合であっても、国への納付は分割となりますので、報告については必ず各法定納期毎に行ってください(確定不足額、拠出金については1期に含め、概算保険料額は3で除して各期に計上してください(円未満の端数は1期に計上してください。))。

なお、法定納期限経過後15日以内の提出となっていますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

各期の納付期限の日付を記入。
 1期：7月10日
 2期：11月14日
 3期：2月14日
 ※納付期限が土曜日の場合はその翌々日、日曜の場合はその翌日が納付期限となる。

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

種別	31850	提出年月日	9-□*□7-10
埼玉 労働局長 殿		電話	(048)-(XXX)XXXX 番
※労働保険番号		所在地	〒000-0000
都道府県	所管	管轄	基礎番号
11	3	X	X
9	X	X	X
9	□	*□	7-10
報告年月日		名称	労働保険事務組合
代表者氏名		代表者氏名	会長
現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。(枚のうち 枚目)			
枝番号1	014	納付すべき保険料等1	31821
徴定年度1	9-□*	納入額1	20000
徴定区分1	62	滞納額1	11821
電話	(048)-(XXX)XXXX	枝番号2	014
事業場名	(株)△△工業	徴定年度2	9-□*
		徴定区分2	21
		電話	(048)-(XXX)XXXX
		事業場名	(株)△△工業
枝番号2	014	納付すべき保険料等2	98765
徴定年度2	9-□*	納入額2	20000
徴定区分2	21	滞納額2	98765
電話	(048)-(XXX)XXXX	枝番号3	014
事業場名	(株)△△工業	徴定年度3	9-□*
		徴定区分3	72
		電話	(048)-(XXX)XXXX
		事業場名	(株)△△工業
枝番号3	014	納付すべき保険料等3	2000
徴定年度3	9-□*	納入額3	20000
徴定区分3	72	滞納額3	2000
電話	(048)-(XXX)XXXX	枝番号4	□□□
事業場名	(株)△△工業	納入額4	□□□□□□□□
		納付すべき保険料等4	□□□□□□□□
		納入額4	□□□□□□□□
		滞納額4	□□□□□□□□
		納付すべき保険料等5	□□□□□□□□
		納入額5	□□□□□□□□
		滞納額5	□□□□□□□□
		納付すべき保険料等合計	130786
		納入額合計	20000
		滞納額合計	110786
合計			

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。
 <例：徴定年度-徴定区分>
 8年度概算1期：08-21
 7年度確定不足：08-62
 8年度拠出金：08-72

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

- 1-徴定区分
- 2.1. 全期または1期
 - 2.2. 2期
 - 2.3. 3期
 - 6.1. 事業廃止(保険料)
 - 6.2. 前年度(保険料)
 - 6.3. 前々年度(保険料)
 - 7.1. 事業廃止(拠出金)
 - 7.2. 前年度(拠出金)
 - 7.3. 前々年度(拠出金)

滞納事業場納入督促事跡

事務組合 名称	○×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳							
年度	前年度 確定不足	全期 (1期)	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)
平・令 X 年度	¥50,000	¥100,000				¥500	
平・令 年度							
平・令 年度							
平・令 年度							

日付	事組 担当者	事業場 対応者	対応方法	内容
RX.7.17	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	納付期限RX.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。不在のため、留守番電話へ納付するように督促のメッセージを残す。
RX.7.20	労働 太郎	徴収 花子	郵送(電話)訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。取引先から直近の入金がRX.8.10の予定なのでそこまで待つほしいとのこと。
RX.7.21	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
RX.8.16	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	RX.8.3の電話連絡以降、連絡および入金なし。電話するも不在。留守番電話に督促のメッセージを残す。また納付するよう督促の文書を送付。

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっていますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号
枝番号	事業所名称 及び 所在地	未納保険料等内訳		備考 未納理由
		年度確定不足		
		年度概算 期		
		年度一般拠出金		
		合 計		
		年度確定不足		
		年度概算 期		
		年度一般拠出金		
		合 計		

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公
印

労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、財産差押えの処分を行うこととなる場合もありますのでご注意ください。

記

**納入催告書には委託手数料等の記載
はできませんのでご注意ください。**

- 注意 1 ・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納付期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。